

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会
ワーキンググループ 運営要領（案）

令和7年11月25日
検討会決定

1. 現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ座長（以下「ワーキンググループ座長」という。）は、議長として、現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の議事を整理する。
2. ワーキンググループは、原則として公開し、オンラインでの一般傍聴を可能とするためライブ配信を行う。
3. ワーキンググループにおける配布資料は、原則として、速やかに公表する。
4. ワーキンググループ終了後、速やかに議事録を作成し、原則としてこれを公表するものとする。
5. 公開することにより特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるなど、特段の理由があるとワーキンググループ座長が認めた場合は、ワーキンググループや配布資料、議事録の全部又は一部を非公表とすることができます。
6. ワーキンググループ座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
7. この要領に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、ワーキンググループ座長がワーキンググループに諮って定める。